

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長 平岡 清司

市町村名 (市町村コード)	五條市 (29207)
地域名 (地域内農業集落名)	阿太地区 (車谷町、滝町、南阿田町、島野町、湯谷市塚町、八田町、西阿田町、東阿田町、原町、山田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月27日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作者が高齢化しているが、後継者の確保が進んでおらず、農用地の草刈り等の保安全管理に支障が出つつある。
・農産物の価格の低迷、物流コスト・農業機械の高騰等により、小規模の経営面積では採算がとれない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業を担う者等に農地を集約し、後継者不在の農地の担い手確保を進める。
・当該地区は柿、梅等の果樹、米や野菜、肉牛、乳牛等の畜産等、多岐にわたる農業経営がある。
・市の最も有名な特産である柿以外の農産物についても、よりブランド力を向上させ、強い農業地域づくりを図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	220.28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	190.72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・協議の場の開催等により確認した耕作者が管理する農用地と多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金の対象農用地を区域とする。
・多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金の対象農用地について、当該交付金の管理台帳に整理している面積を採用する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業を担う者等に集約する。 ・農地の受け手の負担が必要以上に大きくならないよう、協議の場等を活用したお互いの意向確認に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・集約に当たっては、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・協議の場等を活用した後継者のいない農地と農業に関心を持つ者のマッチングを検討する。 ・新たな担い手が現れた際は、地域に馴染めるよう集落の会合等への参加を誘いかける等、受入れ体制を整理するよう努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金により農用地の保全管理を行う。